

官報 号外

平成二十年十一月二十一日

○第一百七十九回衆議院会議録 第十二号

平成二十年十一月二十一日(金曜日)

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第百六十九回国会、内閣提出)

議事日程 第七号
平成二十年十一月二十一日
午後一時開議

第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第百六十九回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件
総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

再就職等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(河野洋平君) お詫びいたします。

内閣から

総合科学技術会議議員
再就職等監視委員会委員長及び同委員
電波監理審議会委員
日本放送協会経営委員会委員
社会保険審査会委員
公害健康被害補償不服審査会委員
日本放送協会経営委員会委員長及び同委員
正す法律案(内閣提出)
日程第二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第百六十九回国会、内閣提出)

〔小坂憲次君登壇〕

○小坂憲次君 開会に先立ち、議員の皆様方のお許しをいただき、私、議院運営委員長から御紹介申し上げます。

河野洋平議長は、昨日をもって衆議院議長として在任千七百八十六日となり、帝国議会時代の大岡育造議長の在任記録を更新し、衆議院議長の在任期間が議会開設以来歴代最長となられました。ここに、議員一同こそつてお祝い申し上げます。(拍手)

○公害健康被害補償不服審査会委員に相澤益男君、奥村直樹君、白石隆君及び今栄東洋子君を、電波監理審議会委員に原島博君、松崎陽子君及び山田攝子君を、日本放送協会経営委員会委員に桑野和泉君を、社会保険審査会委員に池内駿之君を、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君を、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を、日本放送協会経営委員会委員に前田晃伸君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、日本放送協会経営委員会委員に篠崎悦子君及び多賀谷一照君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

官報(号外)

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案 第百六十九回国会、

内閣提出)

○議長(河野洋平君) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案を議題いたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 ただいま議題となりました高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等を踏まえ、国立がんセンター等の六つの国立高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させるため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、独立行政法人国立がん研究センター等六つの独立行政法人を設置すること、

第二に、各法人は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患について、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行うものとすること、

第三に、厚生労働大臣は、災害、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患の発生等の緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、各法人に対し、必要な業務の実施を求めることがで

きるものとすること

等であります。

本案は、第百六十九回国会に提出され、継続審

査となっていたものであります。

今国会においては、本日提案理由の説明の聽取を省略した後、質疑に入り、質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、国

立高度専門医療研究センターの調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の配慮をするとともに、法施行後三年以内に、研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直し等の状況を踏まえ、必要な措置を講ずることを内容とする修

正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本

案は修正議決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は

委員長報告のとおり修正議決いたしました。

一、去る十八日、麻生内閣総理大臣から河野議長

あて、次の通知書を受領した。

午後一時十八分散会

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いた

します。

平成二十年十一月十八日

閣總第六四一号

平成二十年十一月十八日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十年十一月二十日(木)午後十一時五十分羽田空港発、十一月二十五日(火)午前十時四十分同空港着の予定で、ペルー共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出席国務大臣

総務大臣 鳩山 邦夫君

厚生労働大臣 外添 要一君

国土交通大臣 金子 一義君

環境大臣 斎藤 鉄夫君

国務大臣 河村 建夫君

國務大臣 佐藤 勉君

國務大臣 野田 聖子君

國務大臣 下地 幹郎君

国土交通委員 吉田六左門君

小宮山泰子君

鷲尾英一郎君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

高井 美穂君

下地 幹郎君

吉田六左門君

鷲尾英一郎君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

高井 美穂君

下地 幹郎君

吉田六左門君

鷲尾英一郎君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

高井 美穂君

下地 幹郎君

吉田六左門君

鷲尾英一郎君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

高井 美穂君

下地 幹郎君

厚生労働委員

辞任 遠藤 宣彦君

馬渡 龍治君

木原 誠二君

杉村 太蔵君

下地 幹郎君

富岡 勉君

糸川 正晃君

土屋 正忠君

杉村 太蔵君

木原 誠二君

下地 幹郎君

安井潤一郎君

糸川 正晃君

木原 誠二君

下地 幹郎君

補欠

馬渡 龍治君

木原 誠二君

糸川 正晃君

内閣委員

遠藤 宣彦君

木原 誠二君

糸川 正晃君

木原 誠二君

糸川 正晃君

木原 誠二君

糸川 正晃君

辞任

遠藤 宣彦君

木原 誠二君

糸川 正晃君

木原 誠二君

糸川 正晃君

木原 誠二君

糸川 正晃君

補欠

遠藤 宣彦君

木原 誠二君

糸川 正晃君

木原 誠二君

糸川 正晃君

木原 誠二君

糸川 正晃君

建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問主意書(近藤昭一君提出)に係る農林水産省の責任並びに同省による被害実君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自然エネルギーの利用に関する質問主意書(滝岡秀夫君提出)

前空幕長の定年退職に関する再質問主意書(平岡秀夫君提出)

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省による国際機関への拠出金放置に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

年金の再裁定処理に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度見直しに関する再質問主意書(山井和則君提出)

資格証明書の発行に関する再質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員滝実君提出三年後の景気回復の可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高橋千鶴子君提出子どものアレルギー対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道開発局等の地方出先機関の廃止を巡る議論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出汚染糞不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国債発行残高およびプライマリーバランスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出日印安全保障協力共同宣言と非核三原則に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議に訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての政府広報冊子に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する答弁書

平成二十年十一月七日提出
質問 第二一三号
三年後の景気回復の可能性に関する質問主意書

提出者 滝 実

三年後の景気回復の可能性に関する質問主意書

意書

馬生首相は十月三十日の記者会見で、事業規模約二十七兆円の新総合経済対策を発表し、同時に行政改革や景気回復を前提に、三年後に消費税率を引き上げる考えを明言された。馬生首相は「日本経済は全治三年」と言っておられる。このことに関して質問する。

一 首相の言う「景気回復」とは、どういう状態なのか、どういう経済指標がどうなればそう言えるのかを数字で定義していただきたい。

二 今回の新総合経済対策に関して、十月三十一日の朝日新聞に野村證券金融経済研究所による試算が載っている。それによると、五兆円の財政支出によるGDP押し上げ効果は計〇・五%程度。一方金融危機が深刻化した九月以来の円高と株安、世界経済の悪化は計一・四%もの押し下げ要因になる。ということは、この経済対策では景気を良くするどころか、景気悪化さえも抑えられないということではないか。もし、野村證券金融経済研究所の試算が政府の試算とは異なるのであれば、政府の試算を示していただきたいた。

五 内閣府新たな経済対策に関する政府・与党会議(経済対策閣僚会議合同会議)が平成二十年十月三十日に発表した「生活対策」の三頁(四頁には「安易に将来世代に負担をつけまわすようなことは行わない」とある。将来世代への負担とは、国の債務そのもののことか、それとも債務としていることになるのではないか。

四 政府は、赤字国債を使って景気対策を行わないと言っているが、それであれば、今年で埋蔵金は使い果たし、今後は景気対策をできない、つまり景気が悪化しデフレスパイアルに陥つても放置するということか。また、今年度の国税収入は予算計上額を五兆円も下回るのではないかと言われるほど憂慮すべき状況にあり、金額はともかくとして、そのような事態が確実視される今回の景気対策は、実質的に赤字国債を財源としていることになるのではないか。

六 もし、将来世代への負担の意味が債務そのものであるなら、百分の一のデノミを行えば簡単に負担は百分の一に減らせるが、それで十分なのか。

七 もし、将来世代への負担の意味が債務のGDP比という意味なら、内閣府の短期モデルの乗数表が参考になる。別添の表は短期金利を固定したまま、公共投資を毎年GDPの1%(五・二兆円程度か?)増やし続けたらどうなるのかのシミュレーションを示したものである。これによれば、全ての経済指標は大きく改善されている。それだけでなく、国の債務のGDP比は年率換算で実質がマイナス三・〇%、名目がマイナス三・三%となっている。円高・株安・海外の景気後退など、日本の景気にとってマイナスの要因が多い。これから景気は更に悪化するのを政府が放置するのであれば、三年後の景気回復は望めないのではないか。

官報(号外)

初年度マイナス一・五三%、二年目マイナス一・九九%、三年目マイナス二・三五%と減り続けている。三年目から増加ということはない。つまり赤字国債を発行して景気対策をすれば、将来世代への負担を減らすことが出来るということではないか。

八 平成二十年十一月四日の答弁書(内閣衆質一七〇第一五九号)の六について「御指摘の見解

は、我が国経済が、バブル経済の崩壊により、極めて厳しい不況を経験し、ある時期には危機的な様相さえ呈していた平成十年当時において」とある。その一方で麻生首相は十月三十日の記者会見で百年に一度の暴風雨が吹き荒れていると述べられた。平成十年当時と今どでどちらの経済情勢が厳しいと考えているのか。

右質問する。

は、我が国経済については、世界経済の減速に伴い既に景気後退局面に入ったとみられ、当面、厳しい状況が続いているものと認識している。

健全化の両立を図っていくとの考え方を基本とし、時々の経済状況に応じて、適切な対応に努めてまいりたい。

本対策の財源については、税収減を補うための財源とは別のものとして、赤字国債に依存しないこととしている。

五及び六について

「日本経済の進路と戦略—開かれた国、全員

参加の成長、環境との共生」(平成二十年一月十八日閣議決定)においては、我が国の財政について、「政府債務残高GDP比は二〇〇八年度(平成二十年度)百四十・二パーセント程度と引き続き極めて高い水準にあると見込まれる。このように、我が国財政は主要先進国の中でもひときわ厳しい状況にあり、将来世代へ負担を先送りする構造となっている。(中略)人口減少や少子高齢化が進めば、将来の世代に層重い負担がかかることから、財政健全化は喫緊の課題である」としており、政府としては、将来世代に責任をもつた財政運営を行い、持続可能な財政構造を構築する観点から、債務残高GDP比を安定的に引き下げるなどを目指しているところである。

内閣衆質一七〇第二二三号
平成二十年十一月十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員滝実君提出三年後の景気回復の可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

組んでいくこととしている。
お尋ねの「景気回復については、経済社会の動向等を総合的にみて判断する必要があり、個々の経済指標で一概に定義することは困難である。いずれにせよ、政府としては、現在の金融経済情勢を踏まえ、「日本経済は全治三年」という基本認識の下、当面は本対策等に基づき、景気回復を最優先で図っていくこととしている。

〔別紙〕
衆議院議員滝実君提出三年後の景気回復の可能性に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
今回の「生活対策」(平成二十年十月三十日新たたな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下「本対策」という。)においては、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の發揮」を重点分野とし、我が国経済の立て直しに取り

なお、本対策の効果等の試算については、本対策には様々な施策が盛り込まれていてこと、それらについての予算や税制等の具体的な内容が決定されていないこと等から、御指摘の野村證券金融経済研究所による試算と同様の試算を行ふについて

「短期日本経済マクロ計量モデル(二〇〇〇六年版)の構造と乗数分析」(内閣府経済社会総合研究所ディスカッション・ペーパー一七三号)付属資料におけるシミュレーションは、モデルの構造について理解を助けるため、短期金利を機械的に固定するなど一定の前提を置いて推計した結果であるが、一般に、計量モデルによる計算結果は、相当の幅をもって解釈すべきものであることから、この結果をもつて、赤字国債を発行して景気対策をすれば、将来世代への負担を減らすことが出来るか否かは一概には言えな

	名目GDP	実質GDP	民間消費	可処分所得	税	収	失業率
一年目	+1・二七%	+1・〇九%	+1・〇二七%	+1・〇五五%	+1・八九%	△〇・一〇%	
二年目	+1・八九%	+1・二一%	+1・〇九四%	+1・〇七%	+1・四四%	△〇・一〇%	
三年目	+2・四二%	+1・一四%	+1・四三%	+1・五六%	+1・二九%	△〇・〇二%	

質問 第二一四号	子どものアレルギー対策に関する質問主意書	提出者 高橋千鶴子
平成二十年十一月七日提出	子どものアレルギー対策に関する質問主意書	提出者 高橋千鶴子

い。

八について

平成十年当時と現在の経済情勢のどちらが厳しいについては、内外の経済社会状況等の違いもあり、概にお答えすることは困難であるが、現在の我が国経済については、世界経済の減速に伴い既に景気後退局面に入ったとみられている。

九について

公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒から回答を得たうち、アレルギー疾患の有病率はぜん息で五、七%の七三万四六人をこえ、食物アレルギーは二、六%の三三万九四二三人にのぼっている。ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギーを合計すれば、のべ三三八万二一四三人にものぼり、どこの学校や学級にもアレルギーをもつ子どもはある、という前提に立った取り組みが求められている。

とりわけ、アレルギーの中には、アナフィラキシーなど、場合によっては生命に関わるという重大な疾患、特性も含まれており、緊急時の対応などができるようによく学校全体で認識を共有しておく必要がある。こうした点で、(財)日本学校保健会

が今年三月発表した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」は、わかりやすい工夫もされており、重要な試みと受けとめるが、各学校には一部ずつ配布されるのみであり、それも市町村段階では八月末で半数の学校には届いてさえいなかつたという。縦割り行政の弊害で、幼稚園には配布されるが保育所には配布されておらず、最も大事な乳幼児期の対応が後手にまわるところがある。

抜本的な改善と対策の強化を期待して、以下、質問する。

一 「ガイドライン」の活用と徹底について

1 ガイドラインが、どこにどのように普及されているか、またその費用はいくらか。

2 学校全体、地域全体でアレルギーについて理解し、支えていくためには普及版を全保護者や学校保健関係者に配布し、学校説明会やPTAなどで隨時説明や、相談体制をとる必要があると思うがどうか。

3 アナフィラキシーなど緊急時の対応などについては医療行為を含む場合もあり、法的整備や、教職員の研修についてはどのようになっているか。

4 「〇月の入学時検診のとき、子どもがアレルギーだと話すと『ここはアレルギーの話をする場ではない』と言われ、話し合いの場が直前までもれなかつた」など、保育所や幼稚園から小学校、そして進級進学、と変わったびごとに一から説明して理解を求めなければならない。連携体制について検討するべきではないか。

5 長期継続的に治療を必要とする保護者の経済負担を軽減するために、アレルギー疾患を学校病指定とすべきと考えるが、どのような検討がされているか。

二 乳幼児期の対応について

1 乳幼児検診は今、どのようになつておる、その中でアレルギーを発見したり、相談を受ける体制はどのようになつておるのか。もし

なければ、検討するべきと考えるがどうか。もし

2 幼稚園、保育所などにおいてもガイドラインを徹底し、生かすべきと考えるがどうか。

三 アレルギーの子どもをもつ家庭の負担軽減について

アレルギーの子どもを抱える保護者は、毎日の食事に気を抜けないために、経済的・精神的負担がはかり知れない。そのうえ、周囲の理解がないために、たびたび保護者自身の同行や努力を求められ仕事を続けられなくなる。保護者のアンケートなどを実施し、悩みや要求に即した相談体制や支援体制をとるべきと考えるがどうか。

都道府県や市町村などで独自にアレルギーの子どもに係る医療費などについて補助しているところがあるか。国としてはどのような支援をしているか。

四 負荷試験など、専門医療機関の普及と周知について

子どもに係る医療費などについて補助しているところがあるか。国としてはどのような支援をしているか。

都道府県や市町村などで独自にアレルギーの子どもに係る医療費などについて補助しているところがあるか。国としてはどのような支援をしているか。

五 学校などがアレルギー対策で行う設備や人員配置に対する国の支援について

現在、アレルギーの原因物質を特定するための負荷試験を実施できるところは全国にどのくらいあるのか。身近な医療機関で、負荷試験を可能にするために国としてどう取り組むのか。

現在では、遠隔地に出向く、入院を要するといふことで保護者の負担も大きいがどう考えるか。

① 新規のものは、単独校方式とする。

② センター方式でも、外注や外部委託を見直し、安全安心の食材購入や、アレルギー対策においても目的届く体制とする。

③ 燃油高騰や食材費の高騰で、給食そのもの一部弁当に置き換えたり、メニューを変えるなど、現場でも苦労している(そういう中で特別食などの対応はますます困難になる)状況をふまえ、給食に係る補助を増やす。

など父母の負担増にならない支援策を、検討する考えはないか。

右質問する。

いることが報告されているが、こうした設備については学校の判断にまかせられ、財政支援もない。何らかの支援策を検討する考えはないか。

アレルギー対策において、養護教諭の役割は非常に大きいと思うが、増員や位置づけについてどのように考えているか。

六 学校給食について

1 献立表に使用食品を表示している学校は、小学校で六七・一%、中学校で五三・一%に留まっている。一定の目安を示し促進すべきと思うがどうか。

2 代替食、特別食で対応しているのは小学校で二〇・八%、中学校で一五・〇%に留まっている。そもそも、これらは完全給食を行っている学校に限られ、中学校では完全給食が七六・三%に留まっていることも反映している。こうした結果をふまえ、文部科学省は、複雑化し、今後も増える可能性の高い食物アレルギー対策のため、今後の学校給食について、

内閣衆質一七〇第二一四号
平成二十年十一月十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議員高橋千鶴子君提出子どものアレルギー対策に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕

衆議院議員高橋千鶴子君提出子どものアレルギー対策に関する質問に対する答弁書
一の1について

文部科学省としては、御指摘の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(以下「アレルギー疾患ガイドライン」という)については、財團法人日本学校保健会(以下「保健会」という)から、各都道府県教育委員会等を通じて、すべての幼稚園、小中学校、高等学校、共同調理場等に配布されているものと承知している。また、文部科学省において、各都道府県医師会及び各都市区医師会に対しアレルギー疾患ガイドラインを配布するとともに、社団法人日本医師会に対し、同会会員への周知及び普及について協力を依頼している。アレルギー疾患ガイドラインの作成経費は、約三千二百万円である。

文部科学省としては、保健会において、アレルギー疾患ガイドラインに加え、教職員、保護者及び主治医用の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり」を作成し、ホームページに掲載し誰もが閲覧できるようにしてい

るものと承知している。

また、文部科学省としては、学校における説明会の実施や相談体制の確立等により、アレルギー疾患への対応の充実を図ることが重要であるとの考え方を示す。このことについて、

七

ると考えており、教職員等を対象とした「学校におけるアレルギー疾患に対する取組に関する講習会」(以下「アレルギー疾患講習会」という。)を開催することとしている。

厚生労働省としては、アナフィラキシー

ショック症状の児童生徒がアドレナリン自己注射薬を注射することができない場合において、その現場に居合させた教職員が救命を目的として注射することは、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)に違反しないものと考えている。このことについては、アレルギー疾患ガイドラインに記載されており、アレルギー疾患講習会においても説明することとしている。

一の4について
学校において定期的健康診断を行ったときは、アレルギー疾患に関する情報も健康診断票に記載し、進学又は転学の際には、健康診断票を進学先又は転学先に送付することとされているところである。

また、保育所においても、アレルギー疾患に関する情報については、保育所保育指針(平成二十一年厚生労働省告示第百四十一号)の制定により、平成二十一年四月以後、保育所児童保育要録に記載し、保育所から小学校へ送付することとされたところである。

二の1について
厚生労働省としては、市町村における乳幼児を対象とした健康診査において、アレルギー疾

患を含めた各種疾患の早期発見に努めるとともに、当該健康診査の結果等を踏まえ、適切な事後指導を行っているものと承知している。

二の2について

文部科学省としては、幼稚園に対しては、保

健会からアレルギー疾患ガイドラインが配布されているものと承知しており、また、アレルギー疾患講習会は、幼稚園の教職員等も対象としている。

また、厚生労働省としては、保育所におけるアレルギー疾患ガイドラインの活用について、

今後検討していくこととしたいと考えている。
三について

厚生労働省としては、アレルギー疾患に係る相談については、保健所において健康相談等が適切に実施されているものと承知している。また、厚生労働省としては、地方公共団体におけるアレルギー疾患の乳幼児等に対する治療費の助成については把握していないが、アレルギー性気管支炎やアレルギー性細気管支炎については、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象として、治療費の一部を助成しているところである。

四について

厚生労働省としては、御指摘の負荷試験をより多くの医療機関で実施できるようすべきとの要望を踏まえ、平成二十年度の診療報酬改定では、「小児食物アレルギー負荷検査」について、入院患者だけでなく、外来患者についても診療報酬の算定対象としたところである。また、その算定に係る施設基準を満たしている旨を社会保険事務局に届け出た保険医療機関の数は、平成十九年七月一日現在で四百二十三である。

二の1について
厚生労働省としては、市町村における乳幼児を対象とした健康診査において、アレルギー疾

五について

文部科学省としては、アトピー性皮膚炎の児童生徒への対策として温水シャワーを設置している学校の事例を収集し、各学校に対してその周知を図つてまいりたいと考えている。また、

養護教諭は、学校におけるアレルギー疾患への対応の中心的な役割を担つており、その定数についても改善を図つてきたところであるが、今後の定数の在り方については検討してまいりたい。

六の1について
文部科学省としては、平成十九年三月に作成した教職員用指導資料「食に関する指導の手引」において、食物アレルギーを有する児童生徒の家庭に対しては、事前に学校給食における使用食品等を周知し、保護者の注意を喚起することとしている。また、アレルギー疾患ガイドラインにおいても、献立の詳細な内容の保護者及び学級担任への提示がすべての対応の基本であると示されているところである。文部科学省としては、今後とも、学校給食の献立表への使用食品の表示を促進してまいりたいと考えている。

六の2について

文部科学省としては、学校給食の実施方法について、学校の立地状況、児童生徒の状況、各地方公共団体の財政状況等に配慮しつつ、各学校の設置者が適切に判断すべきものと考えているが、学校給食の実施に当たっては、食物アレルギーを有する児童生徒に配慮すべきものと考えている。

二二重行政の具体的な事例があるか。政府の見解如何。

三 北海道開発局は、我が国全国にある地方整備局の一つであるが、それが設立された経緯並びにその存在意義について説明されたい。

一 右の麻生総理が言う二重行政の定義如何。

二 二重行政の具体的な事例があるか。政府の見解如何。

四 北海道開発局の業務に、一で言う二重行政が見られるか。政府は認識しているか。

五 本年十一月七日時点での、北海道開発局を含む全九地方整備局並びに北海道農政事務所を含む全八地方農政局それぞれの職員数を明らかにされたい。

六 我が国を北海道とそれ以外の本州、四国、九州で分けると、その面積比はほぼ二十二対七十八となる。北海道開発局は、他の地方整備局とは異なり、建設、土木、農業等、地方整備局と

平成二十年十一月七日提出
質問 第二一五号

北海道開発局等の地方出先機関の廃止を巡る議論に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

(号外)

をしている。当方が現時点で入手しているデータによると、北海道開発局の職員数は五千七百七十六人で、これに北海道農政事務所の職員数六百四十七人を合わせて六千四百二十三人。これと他の八地方整備局と七地方農政局の職員数を全て合計したものと比較すると、ほぼ十四・八対八十五・二となる。以上より、北海道開発局が、本州、四国、九州の八地方整備局、七地方農政局と比較しても、その職員数が多すぎることは決してなく、むしろ少ない職員数である。無駄のない形で我が国の国土面積のうち二十二%を占める広大な北海道において、地方整備局、地方農政局の両方の仕事を同時に扱っている、極めて効率の良い組織であることがわかる。同局の廃止を政府が訴えるのなら、まずは右の点に着目すべきであると考えるが、政府の見解如何。

七 北海道開発局に限らず、地方整備局、地方農政局を地方自治体に移譲することを政府が検討している場合、権限と同時に財源と人員も移譲しないのならば、地方自治体にとってはただ仕事を押し付けられるだけであり、国民へ十分なサービスは行えないと思料するが、この点に関する政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二一五号
平成二十年十一月十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北海道開発局等の地方出先機関の廃止を巡る議論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

をしていている。当方が現時点で入手しているデータによると、北海道開発局の職員数は五千七百七十六人で、これに北海道農政事務所の職員数六百四十七人を合わせて六千四百二十三人。これと他の八地方整備局と七地方農政局の職員数を全て合計したものと比較すると、ほぼ十四・八対八十五・二となる。以上より、北海道開発局が、本州、四国、九州の八地方整備局、七地方農政局と比較しても、その職員数が多すぎることは決してなく、むしろ少ない職員数である。無駄のない形で我が国の国土面積のうち二十二%を占める広大な北海道において、地方整備局、地方農政局の両方の仕事を同時に扱っている、極めて効率の良い組織であることがわかる。同局の廃止を政府が訴えるのなら、まずは右の点に着目すべきであると考えるが、政府の見解如何。

七 北海道開発局に限らず、地方整備局、地方農政局を地方自治体に移譲することを政府が検討している場合、権限と同時に財源と人員も移譲しないのならば、地方自治体にとってはただ仕事を押し付けられるだけであり、国民へ十分なサービスは行えないと思料するが、この点に関する政府の見解を示されたい。

右質問する。

三について
北海道における國の直轄公共事業について
は、昭和二十二年に、國が任免及び俸給の支給を行う地方事務官及び地方技官を北海道知事の下に配置し、事業を所掌する各省が北海道知事を指揮監督して執行することとされたが、この

ような体制では責任の所在が不明瞭となることなどから、昭和二十六年に、國が行う直轄公共事業を直接國が執行することとし、北海道開発局の地方支分部局として北海道開発局が設置された。その後、平成十三年の中央省庁再編により、北海道開発局は、国土交通省の地方支分部局とされ、現在北海道における国土交通省及び農林水産省が所掌する直轄公共事業の実施に関

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道開発局等の地方出先機関の廃止を巡る議論に関する質問に対する答弁書

一について

麻生内閣総理大臣は、國と地方公共団体において役割を適切に分担し、國と地方公共団体を通じた簡素で効率的な行政を実現するという観

点からは、例えば現在國と地方公共団体の間ににおいて重複している事務及び権限があるという趣旨で「二重行政」という語を用いたものである。

二、四及び六について

北海道開発局を含む地方支分部局の見直しについては、現在、地方分権改革推進委員会において、國と地方の二重行政を排除するとともに、住民の目の届くものにするという視点等か

ら、調査審議が行われているところであり、政府としては、このような調査審議の結果も踏まえ、改革を進めていく必要があると考えている。

三について
北海道における國の直轄公共事業について
は、昭和二十二年に、國が任免及び俸給の支給を行う地方事務官及び地方技官を北海道知事の下に配置し、事業を所掌する各省が北海道知事を指揮監督して執行することとされたが、この

ような体制では責任の所在が不明瞭となることなどから、昭和二十六年に、國が行う直轄公共事業を直接國が執行することとし、北海道開発局の地方支分部局として北海道開発局が設置された。その後、平成十三年の中央省庁再編により、北海道開発局は、国土交通省の地方支分部局とされ、現在北海道における国土交通省及び農林水産省が所掌する直轄公共事業の実施に関

する事務及び補助金の交付に関する事務等を

扱っているところである。

五について

お尋ねについては、平成二十年度末現在の定員としては、北海道開発局が五千六百四十八人、地方整備局が二万一千五百六十七人、北海道農政事務所が六百五十四人、地方農政局が一万四千六百九十三人である。

七について
地方支分部局の事務及び権限を地方公共団体に移譲する場合には、その事務及び権限を執行するために必要な技術や専門性を備えた人材や、所要の財源を地方公共団体に確保することが必要であると考える。また、その際には、國と地方公共団体を通じた簡素で効率的な行政の実現に資することが重要であると考える。

八について
染米転売問題に限り、税金による直接支援が行われる理由を明らかにされたい。

三 三笠フーズにより「汚染米」が不正に食用に転売される可能性を告発した匿名の文書(以下、「告発文書」という。)が、昨二〇〇七年一月と二月に、農林水産省東京農政事務所に届けられ、「告発文書」には三笠フーズが通常の米の売買には不要な残留農薬の検査を受けたことを示す書類が同封されていたことについて、「政府答弁書二」では「匿名の文書の送付を受けて、平成十九年一月三十日から、農林水産省九州農政局福岡農政事務所が三笠フーズの工場に対する調査等を行つた。」「匿名の文書を受領しながら、三笠フーズによる事故米穀の食用としての販売を防止できなかつたことについては、調査方法等に問題があつたと考へており、現在、農林水産省内において検証を進めているとともに、内閣府に設置されている『事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議』においても、検証していきこととしている。」との答弁がなされているが、「告発文書」を最初に見つけた者は誰か。

四 「告発文書」への対応に責任を負う者は誰か。

五 「告発文書」を受けて行われた、三笠フーズへ

の調査(以下、「調査」という。)の担当責任者は誰か。

六 「調査」を行なながら、三笠フレーズによる汚染米の不正転売を見抜けなかつたのはなぜか。

七 「汚染米転売問題」について、本年十月二十三日現在、農水省においてどの様な形で責任がとられているかとの問い合わせに対し、「政府答弁書一」では、「事故米穀の不正規流通問題に係る行政の対応については、内閣府に設置された事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議において、原因究明及び責任の所在の明確化について審議を行なつていただいているところであり、その結論を踏まえ、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたこと等が認められた職員については、厳正に処分を行うこととしている。また、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)違反事案については、国家公務員倫理審査会と協議の上、本年十月三十一日に、農林水産省北海道農政事務所の専門官及び課長補佐を戒告、農林水産省中国四國農政局の管理職を訓告、農林水産省本省の専門官及び農林水産省関東農政局静岡農政事務所の管理職を厳重注意、農林水産省農林水産研修所の管理職を口頭注意としたところである。

一及び二について

お尋ねの事例に類似するものとしては、我が国において牛海綿状脳症等の家畜伝染病の発生により経済的な影響を受けた事業者に対し、政府が支援を行なつた事例がある。

三について

農林水産省関東農政局東京農政事務所(以下「東京農政事務所」という。)の職員が、御指摘の「告発文書」を受領したところである。

四及び五について

御指摘の「告発文書」については、その写しが、東京農政事務所から農林水産省関東農政局食糧部消費流通課を経由して農林水産省総合肥料局食糧部消費流通課に送付され、その送付を受け、当時の農林水産省総合肥料局食糧部消費流通課長が三笠フレーズ株式会社(以下「三笠フレーズ」という。)に対する調査を行うよう指示し、その指示を受けて農林水産省九州農政局福岡農政事務所が三笠フレーズの工場等に対する調査を行なつたところである。

六について

御指摘の「告発文書」を受領しながら、三笠

平成二十年十一月七日提出
質問 第一一七号

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男
平成二十年十一月七日提出
質問 第一一七号
竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する再質問主意書

まえ、再質問する。
一 我が国が抱える領土問題である北方領土と竹島に係る二つの問題に対する政府の取組につき、それぞれの領土問題を啓発する記念日や政府部内における担当部署、特命担当大臣の設置、相手国の管轄権に服した形での入域の自粛を国民に求める闇議了解の有無、そしてそれぞれの領土に接する地域の発展振興を進めるための特別措置について定めた法律や基本方針の有

明確化について審議を行なつていただいているところであり、その結論を踏まえ、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたこと等が認められた職員については、厳正に処分を行うこととしている。

また、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)違反事案については、国家公務員倫理審査会と協議の上、本年十月三十一日に、農林水産省北海道農政事務所の専門官及び課長補佐を戒告、農林水産省中国四國農政局の管理職を訓告、農林水産省本省の専門官及び農林水産省関東農政局静岡農政事務所の管理職を厳重注意、農林水産省農林水産研修所の管理職を口頭注意としたところである。

無等について著しい違いがある理由について、政府はこれまでの答弁書で「それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなつてない」「政府として、北方領土問題及び竹島問題の経緯及び状況等について両者を比較し、両者にどのような違いがあるかについての認識を明らかにすることは、それぞれの問題の相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい」と明確な説明を拒んでいた。そのことにつき前回質問主意書で、右の様な明確な説明を拒む政府の対応では、国民の政府に対する不信感を募らせ、我が国の国益を損ねることになるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、北方四島及び竹島は我が国固有の領土であること、また、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、適切に対応しているところであり、『我が国の国益を損ねることになるのではないか』との御指摘は当たらないと考える」との答弁がなされている。では、政府はこれまで、どの様な方策をもつて、右に述べた北方領土問題と竹島問題に対する政府の取組に差異がある理由について国民に説明を行なってきたのか説明されたい。

二 北方領土問題と竹島問題に対する政府の取組に差異があることについて、政府は「それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、適切に対応している」との答弁を繰り返しているが、ではそのことについて、国民は十分に理解していると政府は認識しているか。なぜかくも政府の取組が異なるのかと、国民が不信感、疑問を抱いているとは政府は考えないのか。明確な答弁を求める。

三一二で、政府が国民の理解を十分に得られないと認識しているのなら、その根拠を示されたい。

内閣衆質一七〇第二六号
平成二十年十一月十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

事故米穀の不正規流通問題に係る行政の対応については、本年十一月七日現在、内閣府に設置された事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議において、原因究明及び責任の所在の特別措置について定めた法律や基本方針の有

らの立場に変わりはなく、今後ともインドに対する立場を粘り強く働きかけていく考えである。

原子力供給国グループ（以下「NSG」という。）第二回臨時総会における「インドとの民生用原子力協力に関する声明」（以下「NSG声明」という。）の採択に際しても、我が国は、特に唯一の被爆国として、インドによる核実験モラトリアムの継続を重視しつつ議論に参加し、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効又は停止すべきであること、また、NSG参加各国は、各國が行っている原子力協力を停止すべきであることを明確に表明した。また、NPT、CTBT等についてのインドに対する我が國の従来からの立場に変わりはないことを表明した。

二について
NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化のためには、核兵器のない平和な世界に向けた、具体的かつ着実な取組を一步進めいく必要がある。我が国は、こうした考え方を示した核軍縮決議案を国連総会に提出し、これまでも圧倒的多数の支持を得てきているところであり、本年も決議案を提出している。今般のNSG臨時総会におけるNSG声明の採択が、こうした我が国の取組に影響を与えるとは考えていない。

平成二十年十一月十日提出
質問 第二二〇号

社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問主意書

社会保障国民会議（以下、国民会議）の「サービス保障（医療・介護・福祉）分科会」が本年十月二十三日に取りまとめたシミュレーション（以下、シミュレーション）によると、二〇二五年の医療・介護費用は最大で九十四兆円と示された。

この点、厚生労働省担当課長の私の懇談会として設置された医療経済学の専門家などによる検討会座長・飯野靖四慶大経済学部教授により二〇〇六年一月に発表された将来推計では、過去の医療費の伸び率などを基に、二〇一五年度の国民医療費は四十七兆円、二〇二五年度は六十五兆円と推計されていた。この推計では、医療制度改革が行われた場合は五十六兆円にとどまるとき、抑制効果がアピールされたが、これに対しても、日本医師会などが二〇二五年度の国民医療費を四十九兆円とする独自の試算を公表し、国会でも妥当性をめぐる議論が展開された。

また、一九九四年の他の推計では、二〇二五年度の医療費は百四十一兆円と推計されたが、二〇〇〇年の推計では八十一兆円とされた。これは、バブル崩壊後の経済事情の変化が理由と考えられている。

三 医療・介護をめぐる環境は、専門機関へのアクセスの容易性などの点から都市部と地域部で異なつており、一人当たりのコストも異なることが予想されるが、シミュレーションに当たつて、都市部・農村部の差異など、地域的特性は考慮されているか。

四 本年六月に公表された国民会議の中間報告の中でも、シミュレーションの前提として「選択と集中」の考えに沿つて構造改革を進める方向性が示された。今回の推計では有床診療所（十九床以下の位置付けには触れられなかつたが、これは何らかの根拠に基づくものであるのか。）

また、国民会議は、診療所の主治医機能の強化を提言しているが、これは、いかなる根拠に基づくものであるのか。

これに関連して、以下質問する。

右質問する。

一 高齢化が急速に進む中、高齢者医療費の伸び

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第二二〇号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

ために必要な医療・介護サービスを提供することを前提とした上で、各種改革を行つた場合に必要となるサービス量について推計を行つてい る。

シミュレーションにおいては、医療・介護サービスの提供体制について、病院、診療所の別ではなく、病床の機能に着目して前提を設定

また、シミュレーションにおいては、診療所の主治医機能の強化を前提として推計を行つてゐるが、これは、社会保障国民会議第二分科会の中間とりまとめにおいて、地域における医療・介護・福祉の一体的提供の実現のためには、診療所の在宅支援機能の強化などを進めることが必要であるとされたことを踏まえたものである。

成二十年十一月十日提出
問 第二二一號

提出者 鈴木 宗男

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対

たとおり、御指摘の本年八月二十五日の福岡高等裁判所における判決(以下「福岡高裁判決」といいう。)においては、國の主張について裁判所の理解が得られなかつたところであるが、判決内容を検討した結果、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三百十二条第一項に規定する上告の理由及び同

法第三百十八条第一項に規定する上告受理申立ての理由に該当する事由とは認められないことから、同年九月八日、上告及び上告受理申立てを行わないこととしたものであり、その結果、國に損害を被ったこととされたものが確定した。」と、一九九九年、海上自衛隊佐世保基地の護衛艦さわぎり艦内で当時二十一歳の三等海曹が自殺した事件(以下、「三等海曹自殺事件」という。)についての国が責任を認める答弁がなされている。右を踏まえ、以下質問する。

一 政府は右に述べた様に「三等海曹自殺事件」における自らの責任を認めている一方で、「政府答弁書」で「遺族が訴訟において求めていた『組織的に自殺に追いやつたことを個人的な自殺にすり替え、公表したことについて、謝罪せよ』については、福岡高裁判決において棄却されると承知している。」と、防衛省として三等海曹を組織的に自殺に追いやつたのを個人的な自殺にすり替えた事実はない旨の答弁をしている。では防衛省として、三等海曹が自殺したことに関して、具体的にどの点について責任を負うと認識しているのか明確に説明されたい。

に、御子息が亡くなられたことについておわびを申し上げている。」との答弁がなされているが、右答弁にある日にちにご遺族が防衛省を訪問されたのは、防衛省側からの求めに応じて

内閣衆質一七〇第二三二号
平成二十年十一月十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びに「遺族に対する防衛省の対応等に関する質問に対する答弁書

一について
国としては、先の答弁書(平成二十年十月二二)

十一日内閣衆質一七〇第一四四号)一及び二についてで述べたとおり、御指摘の本年八月二十

五日の福岡高等裁判所における判決においては、国の主張について裁判所の理解が得られなかつたところであるが、判決内容を検討した結

果、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三百十二条第一項に規定する上告の理由及び同法第

三百十八条第一項に規定する上告受理申立ての理由に該当する事由とは認められないことか

ら 同年九月八日 上告及び上告受理申立てを行わぬこととしたものであり、その結果、国に損害賠償義務があることが確定した。

二から六まで及び十について
平成二十年十月二十日、遺族から防衛省に対

して、来省の上、再発防止等を求めたいなど、申入れを受けて、同月二十三日、防衛省として、防衛大臣が公務により外出していたことか

ら、人事教育局長が対応したものである。
七から九までについて

防衛省として、二から六まで及び十について
で述べた要請の申入れを受けて、口頭で、防衛
大臣へ報告した上で、遺族が来省する際に、御

一 「前回答弁書」で外務省は、「情報公開法では、行政機関の長は、当該行政文書について情報公開法第五条で定める不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないこととされており、虚偽の理由を述べて開示を拒むことは許されないものと考える。」と答弁しているが、では、不開示情報が記録されている文書につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」という。）に基づく開示請求を受けた場合、そもそもそれは存在しないと虚偽の理由を述べ、開示を拒むことは許されるか。

二 「前回答弁書」では、「外務省に対し、例えば、「沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書」について情報公開法に基づく開示請求がなされ、情報公開法に基づき対応したことはある。」と、一九七二年の沖縄返還における日米政府間交渉の際に結ばれたとされる日米密約に関する資料に対し、「情報公開法に基づく開示請求を受けたことがある旨の答弁がなされてい。では、右の開示請求に対し外務省が具体的にどの様な対応をしたのか説明されたい。右質問する。

内閣衆質一七〇第二二三三号
平成二十年十一月十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する再質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する答弁書

一について

お尋ねの「不開示情報が記録されている文書につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（中略）に基づく開示請求を受けた場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）第五条で定める不開示情報が記録されている行政文書を保有する行政機関に対し、情報公開法に基づく開示請求があつた場合を指すものと考えるが、当該行政文書について、お尋ねのように「そもそもそれは存在しない」と虚偽の理由を述べて開示を拒むことは許されないものと考える。

二について

お尋ねの「沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を誰もが思つてのことだと述べた政府筋とは誰か、政府として把握しているか。

三 一の発言に対する政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七〇第二二四号
平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する政府の見解に関する質問に対する質問主意書

平成二十年十一月十日提出
質問 第一二二四号
前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する政府の見解に関する質問主意書

一について

御指摘の新聞記事については承知している。

前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに對する政府の見解

に關する質問主意書

二について

史認識を発表したことに對する政府の見解に關する質問主意書

三について

御指摘の「政府筋」については承知していない。

二について

御指摘の「政府筋」については承知していない。

平成二十年十一月十日提出
質問 第一二二五号
社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書

平成二十年十月二十七日付で「社会保険国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問主意書」を提出し、同年十一月四日に、政府答弁書（以下「前回答弁書」と呼ぶ）を受領したところである。しかし、前回答弁書を見る限り、社会保険国民会議の将来医療費推計は、恣意的な過大推計と理解せざるを得ない。そこで、改めて論点を明確にするため、以下再質問する。なお、社会保険民会議の推計が、「掛け値なし」のものであり、国民的議論の土台となるものであると政府が考へるのであれば、今回の中意書に対し、前回答弁書のように論点をはぐらかすようなことは行わず、正面から、誠実に、一問ごとに、答弁していただきたい。

一 前回答弁書で政府は、「社会保険国民会議の将来医療費推計のケース①の第一項では、薬価

材料部分の診療報酬改定率本体を無視してい
る。このため平成三十七年度の医療費推計は、
薬価材料部分の診療報酬改定率本体を含めた場
合より、約九ないし十兆円も過大となつてい
る。」ということを認めたところである。しかし
し、薬価材料部分の改定は、二年に一回必ず行
われるものであり、無視することは出来ない。
のことからすると、社会保障国民会議の平成
三十七年度の医療費推計は、恣意的な操作に
よつて、少なくとも九ないし十兆円にのぼる水
増しを行つていると考えざるを得ないが、政府
の見解はいかがか。

内閣衆質一七〇第二二五号
平成二十年十一月十八日

ある。

衆議院議長　内閣總理大臣　麻生　太郎
衆議院議員山井和則君提出社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問に対する別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問に対する答弁書

では、平成三十七年時点において必要となる医療・介護サービスの費用について、それらの需要、供給、単価等に関する様々な仮定を置き、医療・介護サービスの提供体制全体の改革が行われた場合の推計を行っているが、これは、同会議の有識者の方々に、医療技術の進歩や高度化等のほか、医療・介護費用に影響を与える様々な要因を可能な限り盛り込むという考え方で、御議論をいただいた結果も踏まえたものであり、その推計結果は全体として妥当なものであると考えているところ、これを御指摘のように「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」であると解釈することは妥当ではな

平成二十年十一月十日提出
質問第二二六号
前空幕長の定年退職に關
提

提出者 平岡秀夫

に対する懲戒処分は、過去十年間でどの程度行われているのか。また、懲戒処分を完了する前に定年に達してしまうことから、懲戒処分の手続を探ることを見送つて定年退職した事例は、過去十年間でどの程度あるのか。

内閣衆質一七〇第二二六号

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

いるが、制度改正の影響による伸び率は、「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」にすぎないとある。このことから、「一・二%という数値も、「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」であり、それを用いた社会保障国民会議の推計も、「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」であると解釈するべきであると考えるが、政府の見解はいかがか。

会保障国民会議において使用した回帰式と医療費の将来見通しに関する検討会において使用した回帰式とでは、使用する経済成長率の年度に違いがあることや診療報酬改定率の考え方方に違いがあることについて留意する必要がある旨を述べているところであり、御指摘のように、前回答弁書において、社会保障国民会議における医療費推計が過大であることを認めているわけではない。

社会保障国民会議のシミュレーションにおいて

平成二十年十一月二十一日 衆議院会議録第十二号 議長の報告

号の規定による許可の取消処分に係る者にあつては、十年」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 第十一条の三第一項第一号に該当したことにより同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定(以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。)を取り消され、又は第十一条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過していない者

十一 第十二条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過していない者

十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

第十五条第一項第六号中「第十一条」を「第十二条の二第三項第一号中「所持している者」の下に「(当該獣銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という。)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の獣銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当である。)」を加え、同項第二号中「(も)」の下に「(当該許可を受けて所持していた獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)」を加え、同項に次の二号を加える。

第十五条第一項の次に次の二号を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による検査を受けず、又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

3 第十五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の獣銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合における、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

5 所持しようとする種類の獣銃に係る射撃指導員

又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気けん銃である場合には、当該空気けん銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導に從事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

7 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の三第二項の規定により空気銃に係る射撃指導員の指定を解除された場合

第十八条第六項中「第六号又は第七号」を「又は、同号を同項第三号とし、同項第一

号の次に次の二号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第四項を削り、同条第三項中「第一項第十二号又は第十一号」を「第一項第三号から第五号まで」に、「生命」を「生命、身体」に、「財産又は」を「財産若しくは」に、「害する」を「害し、又は自殺をする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 都道府県公安委員会は、第四条の規定による銃砲の所持の許可を受けようとする者が第十条の四第二項の内閣府令で定める基準に適合する保管設備を有している場合でなければ、許可をしてはならない。ただし、その者が当該銃砲の保管を専ら第十条の五又は第十条の八の規定により他の者に委託して行う場合は、この限りでない。

5 所持しようとする種類の獣銃に係る射撃指導員

又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

6 都道府県公安委員会は、第八条第一項第七号を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の二号を加える。

7 第五条の二第五項中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の二号を加える。

8 第十二条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、「及び「その他の凶悪な罪」を削り、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の二号を加える。

9 第十二条の三第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

10 第十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第三号」を「第二号、第三号又は前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一

る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の二第三項第一号中「所持している者」の下に「(当該獣銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という。)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の獣銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当である。)」を加え、同項第二号中「(も)」の下に「(当該許可を受けて所持していた獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)」を加え、同項に次の二号を加える。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の獣銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合における、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

3 第十五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の獣銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合における、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

5 所持しようとする種類の獣銃に係る射撃指導員

又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

6 都道府県公安委員会は、第八条第一項第六号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気けん銃である場合には、当該空気けん銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導に從事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

7 第五条の二第五項中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の二号を加える。

8 第十二条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、「及び「その他の凶悪な罪」を削り、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の二号を加える。

9 第十二条の三第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

10 第十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第三号」を「第二号、第三号又は前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一

るところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獣銃を所持しているものを受講者とし、当該種類の獣銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならない。

3 第十五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の獣銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合における、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

5 所持しようとする種類の獣銃に係る射撃指導員

又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

6 都道府県公安委員会は、第八条第一項第六号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気けん銃である場合には、当該空気けん銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導に從事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

7 第五条の二第五項中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の二号を加える。

8 第十二条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、「及び「その他の凶悪な罪」を削り、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の二号を加える。

9 第十二条の三第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

10 第十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第三号」を「第二号、第三号又は前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一

官報(号外)

いこと、都道府県公安委員会が警察職員に行わせることができる猟銃の所持者に対する検査等の対象に、獵銃に適合する実包の所持状況について記載した帳簿を加えること、調査を行う間における保管制度の適用対象に、刀剣類を加えること、銃砲又は刀剣類の譲渡し又は貸付けに当たり行う所持禁止に係る除外事由に該当することの確認又は所持許可に係る許可証の提示は、銃砲又は刀剣類を所持することができる者は、銃砲又は刀剣類を譲り渡され、又は以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡され、又は貸付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により行わなければならぬこと等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年十一月十九日

内閣委員長 渡辺 具能

〔別紙〕

(小字は修正)

第四条の二第二項中「前項」の下に「に定めるものほか、第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃又は空氣銃の所持に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

第六条第三項中「第四条の二」の下に「(第二項を除く。)」を加え、「同法に「これらに基づく命令」を加え、「同法に「これらに」に改め、同条第十項中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「第十一條第八項」を「第十一條第九項」に改め、同項を同条第十一項と

せること、都道府県公安委員会が警察職員に行わせることができる猟銃の所持者に対する検査等の対象に、獵銃に適合する実包の所持状況について記載した帳簿を加えること、調査を行いう間ににおける保管制度の適用対象に、刀剣類を加えること、銃砲又は刀剣類の譲渡し又は貸付けに当たり行う所持禁止に係る除外事由に該当することの確認又は所持許可に係る許可証の提示は、銃砲又は刀剣類を所持することができる者は、銃砲又は刀剣類を譲り渡され、又は以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡され、又は貸付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により行わなければならぬこと等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

し、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「他人の命」を「人の生命、身体」に、「銃砲又は」を「銃砲又は刀剣類」に改め、「刀剣類」の下に「仮領置し、同項を

又は第十三条の三第一項の規定により既に保管し、当該銃砲又は刀剣類にあつてはこれを「を」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十三条中「及び許可証を提示させ」を「許可証若しくは第十二条の五の二の帳簿を提示させ」に、「及び許可証を検査させる」を「許可証若しくは当該帳簿を検査させる」に改める。

第十三条の二中「第四条の二第一項」を「第四条の四第一項」に改め、「許可証の下に「又は年少射撃資格認定証」を加え、第二章中同条を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(公務所等への照会)
第十三條の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条(第二項から第六項までを除く。)及び第五条の二(第一項を除く。)の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十二第一項(第二号を除く。)の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要がある。

と認めるときは、公務所、公私との団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

〔調査を行う間における銃砲○の保管〕
第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲○の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲○を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者(その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当該銃砲○の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲○を保管することができる。

都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法によりを加え、「確認した場合又は譲受人がを「確認し又は譲受人から」に、「を提示した」を「提示された」とする。

〔第二十二条の二第一項中「場合のほか」の下に「この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により」を加え、「確認した場合又は譲受人若しくは借受人がを「確認し又は譲受人若しくは借受人から」に、「を提示した」を「提示された」とする。

〔第二十五条第七号中「警察官が行う許可証」を「銃砲若しくは刀剣類 許可証若しくは第十二条の五の二の帳簿」に改め、「に」、年少射撃資格認定証」を加える。

又は第十八号に該当しないことが明らかとなつたときは、当該銃砲○を速やかにその者に返還しなければならない。当該銃砲○を保管した日から起算して三十日が経過したとき(当該期間が経過する前に第十二条第七項の規定により当該銃砲○を仮領置したときを除く。)も、同様と

する。

3 都道府県公安委員会は、第一項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができない当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を保管するものとする。

4 都道府県公安委員会は、第一項及び前項の規定によりけん銃及び当該けん銃に係るけん銃部品を保管した場合において、第二項の規定により当該けん銃を当該許可を受けるときは、当該けん銃部品についてもその者に返還するものとする。

〔第二十二条の二第一項中「場合のほか」の下に「この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により」を加え、「確認した場合又は譲受人がを「確認し又は譲受人から」に、「を提示した」を「提示された」とする。

〔第二十五条第七号中「警察官が行う許可証」を「銃砲若しくは刀剣類 許可証若しくは第十二条の五の二の帳簿」に改め、「に」、年少射撃資格認定証」を加える。

右
長期優良住宅の普及の促進に関する法律案
国会に提出する。
平成二十年二月二十六日
内閣総理大臣 福田 康夫

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。
第二章 基本方針(第四条)	3 この法律において「維持保全」とは、次に掲げる住宅の部分又は設備について、点検又は調査を行い、及び必要に応じ修繕又は改良を行うことをいう。
第三章 長期優良住宅建築等計画の認定等(第五条—第十五条)	4 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の長をしては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める住宅については、都道府県知事とする。
第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置(第十六条—第十八条)	5 この法律において「長期優良住宅」とは、住宅であつて、その構造及び設備が長期使用構造等であるものをいう。
第五章 雑則(第十九条・第二十条)	6 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の長をしては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める住宅については、都道府県知事とする。
第六章 罰則(第二十一条)	7 この法律において「基本方針」とは、促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
附則	8 この法律における「基本方針」には、次に掲げる事項を定めるものとする。
第一章 総則	一 長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項

第一条 この法律は、現在及び将来の国民の生活の基盤となる良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要なことになっていることにかんがみ、长期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅についての住宅性能評価に関する措置その他の措置を講じ、もつて豊かな国民生活の実現と我が国の経済の持続的かつ健全な発展に寄与することを目的とする。(定義)	2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。
第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)又は建築物の部分(人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。)をい	3 この法律において「維持保全」とは、次に掲げる住宅の部分又は設備について、点検又は調査を行ない、及び必要に応じ修繕又は改良を行なうことをいう。
第三条 維持保全を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの	4 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の長をしては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める住宅については、都道府県知事とする。
第四条 日常生活に身体の機能の低下、居住者の世帯構成の異動その他の事由による住宅の利用の状況の変化に対応した構造及び設備の変更を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの	5 この法律において「基本方針」とは、促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第一条 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。	2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。
第二条 基本方針	3 この法律において「維持保全」とは、次に掲げる住宅の部分又は設備について、点検又は調査を行ない、及び必要に応じ修繕又は改良を行なうことをいう。
第三条 維持保全を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの	4 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の長をしては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める住宅については、都道府県知事とする。
第四条 国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。	5 この法律において「基本方針」とは、促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第一条 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。	2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。
第二条 基本方針	3 この法律において「維持保全」とは、次に掲げる住宅の部分又は設備について、点検又は調査を行ない、及び必要に応じ修繕又は改良を行なうことをいう。
第三条 維持保全を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの	4 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の長をしては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める住宅については、都道府県知事とする。
第四条 国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。	5 この法律において「基本方針」とは、促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

官 報 (号 外)

<p>等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立つて当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築をしようとする住宅の位置</p> <p>二 建築をしようとする住宅の構造及び設備</p> <p>三 建築をしようとする住宅の規模</p> <p>四 第一項又は第二項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間</p> <p>ロ 住宅の建築に係る資金計画</p> <p>六 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(認定基準等)</p> <p>第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>三 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合すること。</p> <p>ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画</p>		<p>は、次に掲げる事項</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要</p> <p>ロ 住宅の建築に係る資金計画</p> <p>六 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(認定基準等)</p> <p>第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>三 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合すること。</p> <p>ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画</p>	
<p>は、次に掲げる事項に照らして適切なものであることを。</p> <p>2 前条第一項から第三項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を建築主事に通知し、当該长期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 建築基準法第十八条第三項及び第十二条の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。</p> <p>5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。</p> <p>6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。</p> <p>7 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二条の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。</p>		<p>に掲げる事項に照らして適切なものであることを。</p> <p>2 前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を当該認定を受けた者(第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者(第十四条第二項において「管理組合等」という。)であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。)に通知しなければならない。</p> <p>(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)</p> <p>第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めることにより、所管行政庁の認定を受けなければならぬ。</p> <p>(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)</p> <p>第九条 第五条第三項の規定による認定を受けた場合における認定を受けた分譲事業者は、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた長期優良住宅建築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項</p>	

を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、前条第二項において準用する第五条第二項の規定による変更の認定の申請とみなす。

(地位の承継)

第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受け、計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画実施者の一般承継人

二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したもの)を除く。以下「認定長期優良住宅」という。)の所有権その他当該認定長期間優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

(記録の作成及び保存)

第十二条 認定計画実施者は、国土交通省令で定めるところにより、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告の微収)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができる。(改善命令)

第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。

二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があつたとき。

三 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であつた者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていなかった管理組合等を含む。)に通知しなければならない。

(助言及び指導)

第十五条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する業務(高齢者居住支援センターの業務の特例)を所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅の建築及び維持保全の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第号)第十七条第一項に規定する業務)とする。

第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置	
(認定長期優良住宅についての住宅性能評価)	
2 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。	第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。
(計画の認定の取消し)	
第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。	第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。
一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。	
二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があつたとき。	三 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であつた者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていなかった管理組合等を含む。)に通知しなければならない。
(助言及び指導)	
第十五条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する業務(高齢者居住支援センターの業務の特例)を所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅の建築及び維持保全の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第号)第十七条第一項に規定する業務)とする。	第一項の規定により高齢者居住支援センターが同項に規定する業務を行う場合には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第八十一条第一項中「という」とあるのは「という。」並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第二号)以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第十八条第一項に規定する業務(以下「特例業務」という。)と、同法第八十二条第一項中「という」とあるのは「という。」及び特例業務に関する規程(以下「特例業務規程」という。)、「これとあるのは「これら」と、同法第二項及び第三項中「債務保証業務規程」とあるのは「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第四十九条第三号中「第二十二条に規定する業務」とあるのは、「第二十二条に規定する業務」とあるのは、「債務保証業務規程」とあるのは「債務保証業務」と、同法第八十三条、第十八条、第十八条第一項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務」と、同法第八十四条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び特例業務」と、同法第

(平成十三年法律第二十六号)第七十八条规定する高齢者居住支援センター(次項において単に「高齢者居住支援センター」という。)は、同法第八十条に規定する業務のほか、高齢者(同法第七十七条に規定する高齢者をいう。以下この項において同じ。)の売買契約を締結した売主は、当該認定長期優良住宅に係る同法第五条第一項の規定による住宅性能評価書(以下この項において「認定長期優良住宅性能評価書」という。)若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し認定長期優良住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該認定長期優良住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する認定長期優良住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。	
2 同項に規定する業務を行う場合には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第八十一条第一項中「という」とあるのは「という。」並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第二号)以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第十八条第一項に規定する業務(以下「特例業務」という。)と、同法第八十二条第一項中「という」とあるのは「という。」及び特例業務に関する規程(以下「特例業務規程」という。)、「これとあるのは「これら」と、同法第二項及び第三項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第四十九条第三号中「第二十二条に規定する業務」とあるのは、「第二十二条に規定する業務」とあるのは「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第八十三条、第十八条、第十八条第一項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務」と、同法第八十四条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び特例業務」と、同法第	
二 同項に規定する業務を行う場合には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第八十一条第一項中「という」とあるのは「という。」並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第二号)以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第十八条第一項に規定する業務(以下「特例業務」という。)と、同法第八十二条第一項中「という」とあるのは「という。」及び特例業務に関する規程(以下「特例業務規程」という。)、「これとあるのは「これら」と、同法第二項及び第三項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第四十九条第三号中「第二十二条に規定する業務」とあるのは、「第二十二条に規定する業務」とあるのは「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第八十三条、第十八条、第十八条第一項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務」と、同法第八十四条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び特例業務」と、同法第	
二 同項に規定する業務を行う場合には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第八十一条第一項中「という」とあるのは「という。」並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第二号)以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第十八条第一項に規定する業務(以下「特例業務」という。)と、同法第八十二条第一項中「という」とあるのは「という。」及び特例業務に関する規程(以下「特例業務規程」という。)、「これとあるのは「これら」と、同法第二項及び第三項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第四十九条第三号中「第二十二条に規定する業務」とあるのは、「第二十二条に規定する業務」とあるのは「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務規程」と、同法第八十三条、第十八条、第十八条第一項中「債務保証業務」とあるのは「債務保証業務」と、同法第八十四条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び特例業務」と、同法第	

九十三条第一号中「第八十五条第一項」とあるのは「第八十五条第一項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と同条第二号中「第八十五条第二項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第三号から第五号までの規定中「第八十七条第一項」とあるのは「第八十七条第一項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第五章 雜則

(国土交通省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第六章 罰則

第二十一条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「限る」の下に「次条第二項において同じ」を加え、「次条」を「次条第二項及び第七十四条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの(以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。)の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合は、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保有の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、

当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

理 由

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(内閣提出 第百六十九回国会閣法第四四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた长期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「長期優良住宅」とは、住宅であつて、その構造及び設備が長期使用構造等であるものを

いうこと。また、「長期使用構造等」とは、次に掲げる措置が講じられた住宅の構造及び設備をいうこと。

(一) 腐食等の防止及び地震に対する安全性の確保に關し国土交通省令で定める誘導基準に適合させるための措置

(二) 住宅の利用の状況の変化に対応した構造及び設備の変更を容易にするための措置と

して国土交通省令で定めるもの

(三) 維持保全(住宅の構造耐力上主要な部分等の点検又は調査及び必要に応じた修繕等を行うこと)を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの

(四) 日常生活に身体の機能上の制限を受ける高齢者の利用上の利便性及び安全性、エネルギーの使用の効率性その他住宅の品質又は性能に關し国土交通省令で定める誘導基準に適合させるための措置

2 国土交通大臣は、长期優良住宅の普及の促進に関する基本方針を定めなければならないこととし、基本方針には、长期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項等を定めること。

3 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自ら建築後の住宅の維持保全を行おうとする者等は、长期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁(市区町村長又は都道府県知事)の認定を申請することができること。

4 所管行政庁は、长期優良住宅建築等計画が一定の基準に適合するときは、その認定をす

ることができる。

5 3による認定の申請をする者が併せて建築基準法の規定による確認の申請書を提出し、所管行政庁が建築基準関係規定に適合する旨

4 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

(記録の作成及び保存)

第十一条 認定計画実施者は、国土交通省令で定めるところにより、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存を容易にするため、必要な援助を行うよう努めるものとする。

[別紙]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 住生活の向上及び環境負荷の軽減の観点か

ら、約五千四百万戸の既存の住宅ストックの長期使用化も重要であるため、既存住宅の改修、維持保全、流通の促進等により、既存住宅への長期寿命化を取り組むとともに、既存住宅への長期化を図るため、新築住宅及び既存住宅の住宅性能表示制度の普及の一層の促進に努力すること。

二 住宅の品質確保の促進による住宅の長寿命化を図るため、新築住宅及び既存住宅の住宅性能表示制度の普及の一層の促進に努力すること。

三 長期優良住宅の認定・維持保全を通じた制度の円滑な運用に当たつて、地方公共団体の役割が重要であることにかんがみ、地方公共団体に対する指導、支援に努めること。

四 長期優良住宅の普及の促進のためには、都市計画制度やまちづくり政策との連動・連携が重要であることにかんがみ、法施行後の状況等を把握しながら、必要な法令の整備と運用改善に向け、検討を行うこと。

五 法施行時の関係者の混乱がないよう、関係者に対する制度の周知、体制の整備に万全を期すこと。また、改正建築士法による設備設計一級建築士による設計又は法適合確認の義務付けに当たっては、設備設計一級建築士の地域偏在状況を踏まえ、制度の円滑な運用について万全を期すためにも、「建築士制度のあり方」に関して関係団体等と協議し、必要に応じ、適切な措置を講じること。

第六章 罰則(第二十八条・第二十九条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行う独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。(名称等)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める都府県に主たる事務所を置く。

一 独立行政法人国立がん研究センター 東京都

二 独立行政法人国立循環器病研究センター 大阪府

三 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 東京都

四 独立行政法人国立国際医療研究センター 東京都

六 独立行政法人国立長寿医療研究センター

第七章 政法人に関する法律

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第三条 独立行政法人国立がん研究センター(以下の「国立がん研究センター」という。)は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「国立循環器病研究センター」という。)は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「国立精神・神経医療研究センター」という。)は、精神疾患、神経疾患、筋肉疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健の業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に係る医療並びに精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

4 独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」という。)は、感染症その他の疾患であつて、その適切な医療の

官報(号外)

確保のために海外における症例の収集その他の国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症等」という。)に係る医療並びに医療に係る国際協力に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国際的な医療政策として、感染症等に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

5 独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「国立成育医療研究センター」という。)は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に關する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

6 独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「国立長寿医療研究センター」という。)は、加齢に伴つて生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であつて高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(資本金)

第四条 第二条各号に掲げる独立行政法人(以下「国立高度専門医療研究センター」という。)の資本は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立高度専門医療研究センターに追加して出資することができること。

3 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第五条 各国立高度専門医療研究センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 各国立高度専門医療研究センターに、役員として、それぞれ次の各号に定める人数以内の理事を置く。

一 国立がん研究センター 五人

二 国立循環器病研究センター 三人

三 国立精神・神経医療研究センター 四人

四 国立国際医療研究センター 六人

五 国立成育医療研究センター 三人

六 国立長寿医療研究センター 三人

(理事の職務及び権限等)

第六条 各国立高度専門医療研究センターの理事長は、当該国立高度専門医療研究センターの理事長の定めるところにより、当該理事長を補佐し、当該国立高度専門医療研究センターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員の任期）

第七条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第八条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事となることができる。

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて當該国立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第三章 業務

(国立がん研究センターの業務の範囲)

第十一条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

四 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立循環器病研究センターの業務の範囲)

第十四条 国立循環器病研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 循環器病に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

第十五条 国立精神・神経医療研究センターは、

第十二条 国立高度専門医療研究センターの役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号及び他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第十三条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 循環器病に係る医療に關し、技術者の研修を行うこと。

四 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

官 報 (号 外)

第三条第三項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関する、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立国際医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 感染症等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症等に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立成育医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行ふこと。

う。

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者との研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十八条 国立長寿医療研究センターは、第三条第六項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 加齢に伴つて生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用)

第十九条 各国立高度専門医療研究センターは、それぞれ第十三条から前条までに規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

第四章 財務及び会計

(積立金の処分)

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条までに規定する業務の財源に充てることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

第二十一条 国立高度専門医療研究センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十二条 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

第二十三条 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定による長期借入金又は債券に係る必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、国立高度専門医療研究センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に係る必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)(第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による國立高度専門医療研究センターの長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一

号)第二十二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十三条 第二十二条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する國立高度専門医療研究センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聴かなければならぬ。

第五章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、**國立高度専門医療研究センター**に対し、**第十三条第一号若しくは第二号、第十四号第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求める**ことができる。

2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項の承認をしようとするとき。

三 第二十二条第一項、第二項若しくは第六項	第二十六条 國立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省の令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。
二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	(主務大臣等)
一 第二十二条第一項、第二項若しくは第六項	第二十七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、國立高度専門医療研究センターを国とみなして、これらの法令を準用する。
二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	(施行期日)
三 第二十二条第一項、第二項若しくは第六項	第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	附 則
一 第二十二条第一項並びに附則第三条、第八条及び第六章 罰則	第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	第一條 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	第二條 國立高度専門医療研究センターは、 通則法第十七条の規定にかかる 、この法律の公布の日から施行する。
二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	二 附則第十九条の規定による厚生年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の公布の日のいずれか遅い日
一 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	三 國立高度専門医療研究センターの成立の日から施行する。

二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、國立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により國家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。
一 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	第五条 附則第三条の規定により國立高度専門医療研究センターの職員となる者に対する、國家公務員退職手当(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。
二 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	2 國立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた當該國立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を當該國立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなす。
三 第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	3 國立高度専門医療研究センターの職員として在職する者が、前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて國立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続いだ國立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いて國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の國立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が國立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りではない。

4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となつた者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであつて、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となつた者であつて、國立高度専門医療研究センターの成立の日の前日

において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

第七条 第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条

かわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。(国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員团体についての経過措置)

第七条 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第二百八条の二第一項に規定する職員团体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員团体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、か

ら児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によ

る認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において登記し

なければ、その日の経過により解散するものと

する。

3 第一項の規定により労働組合となつたものに

つ、その主たる事務所の所在地において登記し

なければ、その日の経過により解散するものと

する。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。

2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。

3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属す

る権利及び義務は、附則第八条第一項の規定に

より各国立高度専門医療研究センターに承継さ

れるものを除き、政令で定めるところにより、

一般会計に帰属するものとする。

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三

号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

官報(号外)

(がん対策基本法の一部改正)

第十八条 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「国立がんセンター」を「独立行政法人国立がん研究センター」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一項中「百五十三条」を「百五十四条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 附則第一百五十三条の規定 この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第号)の公布の日のいずれか遅い日

附則第一百五十三条を附則第一百五十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第五十三条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のようにより改定する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第一百二十四条の三の改正規定中「同条第二項第四号」を「同条第二項第三号」に改め、同法別表第三の改正規定中「別表第三」を「別表第二」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号中「国立高度専門医療センター及び」を削る。

第十六条第一項の表国立高度専門医療センターの項を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(政令への委任)

第二十一条 附則第三条から第十条まで、第十三

条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第二十二条 附則第十七条及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律第三条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される

国家公務員共済組合法の規定は、同条の規定によつてまず改正され、次いで附則第十七条の規定によって改正されるものとする。

理由

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政

法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとすること。

各法人は、国の医療政策として、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とし、医療等に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行ふものとする。

立がんセンター等の六つの国立高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させたため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 各法人の名称を、それぞれ独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとすること。
- 各法人は、国の医療政策として、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とし、医療等に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行ふものとする。

7 この法律は、一部を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等を踏まえ、国立高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させるため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとは、時宜に適するものと認めるが、国立高度専門医療研究センターの調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の配慮をするとともに、法

施行後三年以内に、研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直し等の状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年十一月二十一日

厚生労働委員長 田村 憲久

(別紙)

衆議院議長 河野 洋平殿

(小字及び
は修正)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 役員及び職員(第五条—第十二条)
第三章 業務(第十三条—第十九条)
第四章 財務及び会計(第二十条—第二十三条)
第五章 雜則(第二十四条—第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条—第三十一条)
附則
(国立高度専門医療研究センターの目的)

第三条 独立行政法人国立がん研究センター(以

下「国立がん研究センター」というのは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療文庫として、がんその他の

悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄

独立行政法人国立循環器病研究センター（以

下「国立循環器病研究センター」という。は、循環器病に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

官 報 (号 外)

4 独立行政法人 国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であつて、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症等」という。）に係る医療並びに医療に

係る国際協力に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療政策として、感染症等に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

5 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれららの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

6 下「国立長寿医療研究センター」という。は、加齢に伴つて生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であつて高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれららの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

一 感染症等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 医療に係る国際協力に関する調査及び研究を行ふこと。

四 感染症等に係る医療及び医療に係る国際協力を関し、技術者の研修を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(財政上の配慮)

第二十六条 国は、国立高度専門医療研究センターの業務の特性にからぬ、国立高度専門医療研究センターにおける調査、研究及び高度専門医療研究センターによる「研究開発」というの進捗状況を踏まえつつ、国立高度専門医療研究センターの研究開発を行なう能力の強化並びにその研究開発の効果的な推進及びその成果の普及を図るために必要な財政上の配慮をするものとする。

(主務大臣等)

第二十六条 (略)
(他の法令の準用)

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

第六章 討則

附 則

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条並びに附則第三条、第八条及び第十九条、第二十一条の規定
第十九条、第二十一条及び第十五条
第二十一条の規定 公布の日

二 附則第十九条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号)の公布の日のいずれか遅い日

(職員の引継ぎ等)

第三条 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター(以下「旧センター」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の部改正)

第十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十六年法律第六十三号)を改正する。

附則第八条のうち高度医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律附則第十九条の次に一条を加える改正規定

中附則第十九条の下に「の見出しを削り、同条の前に見出しとして「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正」を付し、同条」を加え、附則第十九条の二の見出しを削り、同改正規定のうち同条中「(平成二十一年法律第六十三号)を削る。

(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正)

第二十条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改定する。

官 報 (号 外)

<p>附則第九条のうち高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律附則第二十条の改正規定中「附則第二十条」を「附則第十三条」に改める。</p> <p>(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)</p>
<p>第十九条 (略)</p> <p>(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p>
<p>第二十二条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十七条のうち高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十六条の改正規定中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。</p> <p>第七十七条のうち高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十九条第三号の改正規定中「第二十九条第三号」を「第三十条第三号」に改める。</p> <p>(厚生労働省設置法の一部改正)</p>
<p>第二十〇条 (略)</p> <p>(検討)</p>
<p>第十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(政令への委任)</p>
<p>第二十一条 (略)</p> <p>(調整規定)</p>
<p>第二十二条 (略)</p> <p>[別紙]</p> <p>高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案に対する附帯決議</p> <p>政府及び独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、本法の施行に当たり、次の事項について</p>

附則第九条のうち高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律附則第二十条の改正規定中「附則第二十条」を「附則第十三条」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

て適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとすること。

二 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行うとともに必要な措置を講ずること。

三 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターに關わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐこととなると、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないよう必要な措置を講ずること。

四 独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、厚生労働省の支援の下、新法人が、その本来目的である研究・診療の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等が行えるよう、新法人の権限、執行体制、人事、財務等の在り方について、現場の視点から縦密な検討を行い、新法人設立までに十分な準備を行うこと。

五 独立行政法人国立国際医療研究センター・国台病院及び独立行政法人国立長寿医療研究センターは、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るとともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、国はその存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。

官 報 (号 外)

平成二十年十一月二十一日 衆議院会議録第十二号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

發行所
二東一 番京一〇 立四都〇五 行政四號 法人虎ノ八 國立四門四 印刷局二五 丁目
電話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 本号一部 二二〇円)